

有効期間満了日 令和12年3月31日  
熊人安第48号  
令和6年3月11日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）

見出しのことについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」（令和3年9月2日付け熊人安第125号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、保護命令制度の拡充等を内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が令和5年5月19日に公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日に施行されることに伴い、同日から、別添「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」（令和6年3月1日付け警察庁丙人少発第13号ほか。）のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達及び「配偶者からの暴力相談等対応票」の写しの被害者への交付について（通達）」（令和5年2月27日付け熊人安第35号）は廃止する。

※ 警察庁通達「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。